

議案第16号

鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部改正について

鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出します。

平成26年3月21日

鳥取県教育委員会教育長 横濱純一

◇鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

教育職員免許法が一部改正され、保育士資格を有する者に対する幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例が定められたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則案の概要

- (1) 特例により幼稚園教諭の普通免許状に係る教育職員検定を出願する場合の添付書類を定める。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則（昭和43年鳥取県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>(普通免許状に係る教育職員検定の出願)</p> <p>第7条 普通免許状に係る教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願（様式第3号）に、次の表の左欄に掲げる教育職員検定の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類及び当該普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過した者（旧免許状所持者を除く。）にあつては、免許状更新講習（修了）（履修）証明書を添えて授与権者に提出しなければならない。</p>		<p>(普通免許状に係る教育職員検定の出願)</p> <p>第7条 普通免許状に係る教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願（様式第3号）に、次の表の左欄に掲げる教育職員検定の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類及び当該普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過した者（旧免許状所持者を除く。）にあつては、免許状更新講習（修了）（履修）証明書を添えて授与権者に提出しなければならない。</p>	
1	<p><u>次の項から5の項までに掲げる教育職員検定以外の教育職員検定</u></p>	略	略
2	<p>免許法第6条第3項に定めるところにより学力の検定を行う教育職員検定</p>	略	略
3	<p>免許法附則第9項に定めるところにより学力及び実務の検定を行う教育職員検定</p>	略	略
4	<p>免許法附則第18項に定めるところにより学力及び実務の検定を行う教育職員検定</p>	<p>ア 免許法附則第18項の表第2欄に規定する基礎資格を有することを証明する書類</p> <p>イ 学力に関する証明書</p> <p>ウ 実務に関する証明書</p> <p>エ 履歴書</p> <p>オ 人物に関する証明書</p> <p>カ 身体に関する証明書</p>	<p>ア 免許法附則第18項の表第2欄に規定する基礎資格を有することを証明する書類</p> <p>イ 学力に関する証明書</p> <p>ウ 実務に関する証明書</p> <p>エ 履歴書</p> <p>オ 人物に関する証明書</p> <p>カ 身体に関する証明書</p>
5	<p>免許法附則第19項に定めるところ</p>	<p>ア 免許法施行規則附則第7項に規定する基礎</p>	<p>略</p>

により学力及び実務の検定を行う教育職員検定	資格を有することを証明する書類 イ 免許法施行規則附則第10項の表第2欄に該当することを証明する書類(様式第7号の3) ウ 学力に関する証明書 エ 履歴書 オ 人物に関する証明書 カ 身体に関する証明書
-----------------------	--

(書類の提出方法)

第28条 免許法、免許法施行規則、施行法及びこの規則の規定による書類を授与権者に提出しようとする者は、第4条第1項、第10条第1項及び第11条第1項に定める場合を除くほか、学校に勤務する職員にあっては当該学校の長を、免許法施行規則附則第8項第2号に掲げる施設に勤務する職員にあっては当該施設の長を経由して提出するものとし、その他の者にあっては授与権者に直接提出するものとする。

様式第7号(第7条、第9条-第11条関係)

略

備考1・2 略

3 実務証明責任者の証明は、市町村立の学校に勤務する者にあっては当該市町村教育委員会教育長、大学附置の学校教育法第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校に勤務する者にあっては当該大学の学長、同項に規定する私立学校に勤務する者にあっては当該私立学校を設置する学校法人の理事長、免許法施行規則附則第8項第2号に掲げる施設に勤務する者にあっては当該施設の設置者が行い、鳥取県立の学校に勤務する者及び現在勤務していない者にあっては必要としない。

様式第7号の2(第7条、第9条-第11条関係)

略

備考1 略

2 実務証明責任者の証明は、市町村立の学校に勤務する者にあっては当該市町村教育委員会教育長、大学附置の学校教育法第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校に勤務する者にあっては当該大学の学長、同項に規定する私立学校に勤務する者にあっては当該私立学校を設置する学校法人の理事長、免許法

--	--

(書類の提出方法)

第28条 免許法、免許法施行規則、施行法及びこの規則の規定による書類を授与権者に提出しようとする者は、第4条第1項、第10条第1項及び第11条第1項に定める場合を除くほか、学校に勤務する教育職員にあっては当該学校の長を経由して提出するものとし、その他の者にあっては授与権者に直接提出するものとする。

様式第7号(第7条、第9条-第11条関係)

略

備考1・2 略

3 実務証明責任者の証明は、市町村立の学校に勤務する者にあっては当該市町村教育委員会教育長、大学附置の学校教育法第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校に勤務する者にあっては当該大学の学長、同項に規定する私立学校に勤務する者にあっては当該私立学校を設置する学校法人の理事長が行い、鳥取県立の学校に勤務する者及び現在勤務していない者にあっては必要としない。

様式第7号の2(第7条、第9条-第11条関係)

略

備考1 略

2 実務証明責任者の証明は、市町村立の学校に勤務する者にあっては当該市町村教育委員会教育長、大学附置の学校教育法第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校に勤務する者にあっては当該大学の学長、同項に規定する私立学校に勤務する者にあっては当該私立学校を設置する学校法人の理事長が行い、

施行規則附則第8項第2号に掲げる施設に勤務する者については当該施設の設置者が行い、鳥取県立の学校に勤務する者及び現在勤務していない者については必要としない。

3・4 略

鳥取県立の学校に勤務する者及び現在勤務していない者については必要としない。

3・4 略

様式第7号の3 (第7条関係)

<本人記載不可>

幼稚園教諭免許状の授与の特例に係る
実務に関する証明書

1 勤務者氏名及び生年月日

氏名 _____

昭・平 年 月 日生

2 勤務した期間等

勤務期間：昭・平 年 月から昭・平 年
月

勤務しな：昭・平 年 月から昭・平 年
かった期間 月

実労働時間： _____ 時間

3 勤務成績 (該当するものにチェックをすること)

良好 不良

4 施設の概要

施設名： _____

※認定こども園の場合は、構成するそれぞれの施設の名称について、全て記入すること。

認可等年月日：昭・平 年 月 日

※認定外保育施設の場合は、設立年月日を記入すること。

所在地： _____

電話番号： _____

上記の者は、本施設において、上記のとおり実務経験を有する者であることを証明します。

年 月 日

施設長

実務証明責任者

備考1 特例の対象として認められる勤務期間等
(3年かつ4,320時間以上) について、複数

の施設における勤務期間等を合算する場合は、それぞれの施設ごとに実務に関する証明書を作成すること。

2 実務証明責任者の証明は、市町村立の学校に勤務した者にあつては当該市町村教育委員会教育長、大学附置の学校教育法第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校に勤務した者にあつては当該大学の学長、同項に規定する私立学校に勤務した者にあつては当該私立学校を設置する学校法人の理事長、免許法施行規則附則第8項第2号に掲げる施設に勤務した者にあつては当該施設の設置者が行うものとする。

第11号様式（第14条関係）

（表面）

無免許教科担任許可申請書

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

学 校 名

校 長 氏 名 ㊦

担任主幹

教諭等 氏 名 ㊦

教育職員免許法附則第2項の規定により、下記のとおり免許教科以外の教科の教授の担任を許可していただきたいので、担任しようとする主幹教諭等と連署のうえ申請します。

記

- 1 担任しようとする主幹教諭等の氏名
- 2 担任しようとする主幹教諭等の所有する免許状の種類
- 3 担任しようとする主幹教諭等の申請する教科についての実務経験及びその実績等
- 4 担任しようとする教科名
- 5～7 略

（裏面）

略

第11号様式（第14条関係）

（表面）

無免許教科担任許可申請書

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

学 校 名

校 長 氏 名 ㊦

担任教諭 氏 名 ㊦

教育職員免許法附則第2項の規定により、下記のとおり免許教科以外の教科の教授の担任を許可していただきたいので、担任教諭と連署のうえ申請します。

記

- 1 担任する教諭の氏名
- 2 担任する教諭の所有する免許状の種類
- 3 担任する教諭の申請する教科についての実務経験及びその実績等
- 4 担任する教科名
- 5～7 略

（裏面）

略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。